

資 料 提 供	
平成20年11月18日	
担当課 (担当者)	財政課 (野川)
電話(内線)	7043

平成20年11月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成20年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第 3号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 5号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 議案第 6号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 7号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算
- 議案第 8号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算
- 議案第 9号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算
- 議案第10号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(指導管理課)

受益と負担の公平確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設 定

区 分	単 位	金 額
学校等に在学する者以外の者(現行 卒業した者に限る。)に対する成績証明書等の交付 学校等:鳥取県立保育専門学院、鳥取県立看護師等養成施設、鳥取県立歯科衛生専門学校、鳥取県立農業大学校、鳥取県立高等学校、鳥取県立特別支援学校)	1件につき	420円

[平成21年4月1日施行]

区 分	単 位	金 額
国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示		
開示請求に係る手数料	1団体の写しにつき	300円
開示の実施に係る手数料(300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは300円を減じた額とする。)		
閲覧	写し100枚までごとにつき	100円
複写機によりA4版の用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき	10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付		1枚につき30円に写し1枚ごとに10円を加えた額

区 分		単 位	金 額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものの交付		1枚につき50円に写し1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付		1枚につき90円に写し1枚ごとに10円を加えた額
政治団体に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付			
	複写機によりA4版の用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき	10円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（FD）に複写したものの交付		1枚につき30円に用紙1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものの交付		1枚につき50円に用紙1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付		1枚につき90円に用紙1枚ごとに10円を加えた額

[平成21年1月1日施行]

引上げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
動物取扱業の登録	1件につき	6,600円	11,000円
動物取扱業の登録の更新	1件につき	4,000円	8,000円
動物取扱責任者研修の実施	1件につき	1,000円	1,500円
特定動物の飼育又は保管の許可	1件につき	16,000円	18,000円
特定動物の飼育又は保管の変更の許可	1件につき	10,000円	12,000円
動物取扱業に係る登録証の再交付	1件につき	1,800円	2,000円
特定動物の飼育又は保管に係る許可証の再交付	1件につき	1,800円	2,000円

[平成21年4月1日施行]

廃 止

建築物環境衛生一般管理業の登録（現行 1件につき 45,000円）

[公布施行]

議案第11号 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について（協働連携推進課）

公益法人制度改革関連三法の制定により、特定非営利活動促進法の一部が改正され、社員総会に出席できない社員が書面による表決に代えて条例で定める電磁的方法による表決が可能とされたことに伴い、当該電磁的方法を定めるため、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第12号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

県営住宅の設置及び管理に関し、所要の改正を行うものである。

（概 要）

① 若葉団地を若桜町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除する。

[平成21年1月1日施行]

② 中国残留邦人等及び北朝鮮当局による拉致の被害者等について、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として本条例に明確に規定する。

[公布施行]

議案第13号 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について（警察本部会計課）

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が制定されたことに伴い、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関することを、警察本部警務部の所掌事務に加えるものである。

[公布施行]

議案第14号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（病院局総務課、障害福祉課）

受益と負担の公平確保を図るため、これまで実費徴収としていた病院の利用に係る各種使用料及び手数料を明確に規定する等、所要の改正を行うものである。

（手数料等の概要）

①鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正（病院局総務課）

設 定

区 分		単 位	金 額	
検 査 料 等	人間ドック	1件につき	42,000円	
	脳ドック	1件につき	36,750円	
	妊婦健診（診察、尿検査、超音波検査に限る。）	1件につき	3,300円	
	新生児聴覚検査	1件につき	3,000円	
	先天性代謝異常等検査	1件につき	700円	
	外部委託検査	1件につき	検査に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額	
不 妊 治 療 料	配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）			
		遠心分離法	1件につき	4,725円
		密度勾配法	1件につき	9,534円
	体外受精			
		採卵・採精	1件につき	49,350円
		顕微授精	1件につき	36,750円
		初期胚培養	1件につき	40,950円
		胚盤胞培養	1件につき	53,550円
		新鮮胚移植	1件につき	33,600円
		受精卵凍結保存	1年につき	42,000円
		凍結受精卵融解・移植	1件につき	63,000円
	精子凍結保存	1件につき	36,750円	
予防接種料		—	薬剤費及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額	
介 補 料	新生児介補	1日につき	3,810円	
	乳児介補	1日につき	570円	
そ の 他	生命保険等に係る個別面談	1件につき	5,565円	
	死後処置	1件につき	4,200円	
	診療情報の写し	—	病院の院長が別に定める額	

引上げ

区 分		単 位	金 額	
			現 行	改 正 後
非紹介患者初診 加算料	県立中央病院	1回につき	1,575円	2,625円
	県立厚生病院	1回につき	1,575円	1,575円（改正なし）

②鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（障害福祉課）

設 定

区 分	単 位	金 額
死後処置	1 件につき	4, 2 0 0 円
生命保険等に係る個別面談	1 件につき	5, 5 6 0 円
診療情報の写し		
半切サイズ	1 通につき	5 9 0 円
B 4 サイズ	1 通につき	1 9 0 円

[平成21年4月1日施行]

議案第 1 5 号 財産を減額して貸し付けること((元)境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地)について
(障害福祉課)

貸 付 先：社会福祉法人養和会

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
境港市中野町字膝根	土 地	1, 583. 76m ²
	建 物	780. 00m ² (1 棟)

貸 付 期 間：平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

貸 付 金 額：普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地及び建物の貸付料年額の2分の1に相当する金額

減額貸付理由：障害者の就労支援を図るため、当該財産を活用して障害者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、当該施設を減額して貸し付けようとするものである。

議案第 1 6 号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅若葉団地）について（住宅政策課）

相 手 方：若桜町

譲 渡 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
八頭郡若桜町大字浅井	土 地	2, 233. 25m ²
	建 物	696. 85m ² (7 棟11戸)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、若桜町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅施策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

議案第 1 7 号 権利の放棄（補助金返還額の減額）について（畜産課）

民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた山陰食鶏農業協同組合は、他社へ事業を譲渡し、この譲渡代金により再生債権元本の1%を配当する再生計画案を鳥取地方裁判所米子支部へ提出した。（この事業譲渡は、県が同組合に交付した補助金の返還事由に該当することから、県は、補助金返還額を再生債権として届出を行っている。）

同組合が培ってきた養鶏事業の生産基盤の維持と地域雇用の確保に資すると見込まれることから、県は、同再生計画案に同意し、権利の放棄（補助金返還額の減額）をするものである。

(概 要)

相 手 方：山陰食鶏農業協同組合

権利放棄する金額：補助金の返還額と再生債権弁済額との差額

議案第18号 工事請負契約に関する紛争の仲裁について（県土総務課）

工事請負契約に係る紛争を、鳥取県建設工事紛争審査会の仲裁に付することについて、議会の議決を求めるものである。

（概要）

仲裁の相手方：鳥取市 企業

仲裁の要旨：平成19年度県道河原インター線4号橋下部工事（2工区）（交付金改良）の請負会社であった仲裁の相手方は、県が付した入札参加条件を履行することができず、同工事を施工することができなかった。県は、当該工事請負契約を解除し、同契約の規定に基づく違約金11,914,896円の支払を求めたが、相手方に履行の意思がなく、代わりに相手方の保証人に請求し、当該保証人から違約金全額の支払いを受けた。この間、違約金請求は不当であるとして、県に対して違約金請求の撤回等を求める相手方と、当該違約金請求は妥当とする県との間に紛争が生じ、当事者間での解決が見込めないため、仲裁に付するものである。

議案第19号 電気使用量の管理に関する業務に伴う損害の賠償に係る和解について（教育環境課）

和解の相手方：広島市 企業

和解の要旨：和解の相手方は、損害賠償金380,168円を県に支払う。

和解の概要：県立倉吉農業高等学校の電気使用量の管理に関する業務（デマンド管理業務）を受託している和解の相手方が、当該業務に要する装置を誤って設定したため、電気料金が過大となり、県に損害を与えた。
県は和解の相手方に対し、過大となる電気料金を負担させることにより、本件損害の賠償について和解するものである。

議案第20～31号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定方法	指定管理者となる団体
20	県民文化会館（とりぎん文化会館）	指名	財団法人鳥取県文化振興財団
21	童謡館	指名	財団法人鳥取童謡館・おもちゃ館
22	倉吉未来中心	指名	財団法人鳥取県文化振興財団
23	米子コンベンションセンター	指名	財団法人とっとりコンベンションビューロー
24	夢みなとタワー	公募	財団法人鳥取県観光事業団
25	天神川流域下水道	指名	財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
26	大山駐車場	指名	大山町観光協会大山観光局
27	農村総合研修所	指名	鳥取県農業協同組合中央会
28	鳥取二十世紀梨記念館	公募	財団法人鳥取県観光事業団
29	とっとり出合いの森	公募	株式会社谷尾樹楽園
30	境港水産物地方卸売市場及び境漁港	指名	境港水産物市場管理株式会社
31	みなとさかい交流館	指名	境港管理組合

議案第32号 当せん金付証票の発売について（財政課）

平成21年度宝くじ発売総額：55億円以内

（平成20年度宝くじ発売議決額：55億円以内）

議案第33号 平成19年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額			
歳入	348,029,846千円		
歳出	341,557,454千円	翌年度に繰り越すべき財源	1,265,587千円
差引	6,472,392千円	実質収支	5,206,805千円
各特別会計決算額総計			
歳入	100,392,401千円		
歳出	98,799,575千円		
差引	1,592,826千円		

報 告 事 項

報告第1号 平成19年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
県立学校耐震化推進事業費（耐震診断）	17～19年度	227,900,500
倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟整備費	15～19年度	1,640,078,200
岩美高等学校体育館整備費	17～19年度	516,298,366
高等学校冷房設備整備費	18～19年度	129,583,650
船上山少年自然の家屋根付野外炊飯場整備費	17～19年度	44,527,350

報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年10月23日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金78,404円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年8月1日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を坂道で発進させようとした際、ブレーキ操作を誤ったため同車が後退し、後方で停止していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年10月30日専決）

（子育て支援総室）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金270,552円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年12月21日、米子児童相談所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折する際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

（3）職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について（平成20年11月4日専決）

（人事・評価室）

独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。

[公布施行]

（4）鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（平成20年11月4日専決）（住宅政策課）

建築基準法の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。

[公布施行]

（5）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年11月7日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金28,422円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年8月1日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を坂道で発進させようとした際、ブレーキ操作を誤ったため同車が後退し、後方で停止していた和解の相手方が運転する小型乗用自動車に衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

(6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(平成20年11月13日専決)(指導管理課、住宅政策課)

〔 建築士法等の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。
[平成20年11月28日施行] 〕

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年11月13日専決)(農政課)

〔 和解の相手方：江府町 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金166,320円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年7月25日、日野総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、
駐車場内において発進する際、運転操作を誤り、停車中の和解の相手方使用の普通
乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。 〕

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年11月13日専決)
(人権教育課)

〔 相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返
還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。 〕

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年11月13日専決)
(人権教育課)

〔 相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返
還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。 〕

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年11月14日専決)
(警察本部会計課)

〔 和解の相手方：東京都 企業
和解の要旨：県は、損害賠償金401,772円(県過失8割)を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年7月11日、警察本部交通部交通指導課の職員が、公務のため普通乗用自
動車を運転中、路外駐車場から道路へ右折進入しようとした際、道路を左方から
進行してきた和解の相手方所有の普通特種自動車(冷蔵冷凍車)に衝突し、双方
の車両が破損したものである。 〕

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

〔 件 数 新規 10件 変更 2件 〕